

# 商標法施行規則の一部を改正する省令について

平成27年12月  
特許庁

## 1. 制定の趣旨

商標登録出願は、商標を使用する商品又は役務を商標法施行令（昭和35年政令第19号）別表で定める商品及び役務の区分に従って指定する必要がある。

当該区分に属する商品又は役務の詳細については、国際的な商品及び役務の区分を定めるニース協定<sup>1</sup>に規定される国際分類に即して、商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号。以下「省令」という。）別表において定められている。

本省令は、国税庁による地理的表示<sup>2</sup>の指定及び商取引の実情を踏まえ、省令別表に掲載する商品について所要の改正を行ったものである。

## 2. 制定の内容

### （1）省令別表の改正

これまで、省令別表では、第33類において、泡盛、焼酎、清酒等に加え、それらの上位概念として「日本酒」が定められていたが、本年10月、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年国税庁告示第19号）が制定され、当該基準に基づいて、このたび、「日本酒」が地理的表示として指定された。地理的表示は、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が（略）地域若しくは地方を原産地であることを特定する表示」であり、その指定後に商標登録の指定商品の表示として「日本酒」を採用し続けることは、地理的表示の一般名称化を招き、表示の適正化を図ることを目的とした地理的表示基準の制度運用に混乱を生じさせるおそれがある。

さらに、現在「日本酒」は、日本固有の「清酒」の呼称として広く認識されており、省令別表が「清酒」を「日本酒」の下位概念として位置づけていることは商取引の実情に反する。

そこで、省令別表から「日本酒」の例示を削除する見直しを行った。

（表示変更）第33類 「日本酒

泡盛 合成清酒 焼酎 白酒 清酒 直し みりん  
→ 「泡盛 合成清酒 焼酎 白酒 清酒 直し みりん」

### （2）経過措置

今般の省令改正は、「日本酒」の削除のみで区分の変更を伴わないため、経過措置は設けないこととする。

### （3）施行期日

施行日：平成28年1月1日（金）

<sup>1</sup> ニース協定とは、同盟国が商標登録のための商品及びサービスの分類として各国共通の国際分類を採用することを目的に、1957年にニースで締結された協定。1989年に我が国も加盟している。国際分類は、類別表（注釈を含む。）並びに商品及びサービスのアルファベット順の一覧表から構成されている（ニース協定第1条（2））。

<sup>2</sup> 地理的表示とは、「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示」をいい、TRIPS協定において、その保護が規定されている。